令和６年度

**山梨県立やまびこ支援学校高等部**

**入学者選抜実施要項**

****

山梨県立やまびこ支援学校

**令和６年度 山梨県立やまびこ支援学校高等部入学者選抜実施要項**

　令和６年度山梨県立やまびこ支援学校高等部の入学者の選抜は、「令和６年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」の定めるところにより実施する。

**Ⅰ　募集定員**

　　普通科　24名　　 　　　普通科（重複障害）若干名

**Ⅱ　出願資格**

　 保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の要件に該当する者とする。

|  |
| --- |
| 学校教育法施行令第22条の３に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者  　１　知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別  支援学校の中学部を卒業した者又は令和６年３月に卒業見込みの者  ２　中学校卒業見込者等  ３　本校校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |

|  |
| --- |
| 学校教育法施行令第22条の３（抜粋）  [知的障害者]  一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に  援助を必要とする程度のもの  二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活へ  の適応が著しく困難なもの  [肢体不自由者]  一　肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基  本的な動作が不可能又は困難な程度のもの  二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観  察指導を必要とする程度のもの  ［病弱者］  　一　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの  　二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |

**Ⅲ　出願方法**

**１　出願の制限**

(1) 出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

　　 ①　保護者の住所が「南都留郡のうち道志村、北都留郡、都留市、大月市及び上野原市」であること

(2) 次の者の扱いについては、「令和６年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施

要項」別記２「通学区域外又は県外からの出願（盲学校等）」による。（様式２）

①　他の都道府県及び県内の通学区域外から入学を志願する者

②　通学区域外から県内の児童福祉施設等に措置入所若しくは契約入所し入学を志願する者

**２　出願期間**

令和６年２月13日（火）から16日（金）の午前９時から午後４時まで及び２月19日

（月）の午前９時から正午まで

**３　出願手続**

(1) 志願者は、次に掲げる書類を志願先やまびこ支援学校長に提出する。

　 ① 共通

　　　　ア　入学願書　（様式４）

　　　　　　写真貼付（白黒・カラーいずれも可）令和５年１２月１日以降に撮影した、縦４

㎝×横３㎝の上半身正面、脱帽のもの。裏面に中学校名及び氏名を記載すること。

　　　　イ　調査書　　（様式６）

　　　　ウ　住民票の写し

　　　　　　本人及び保護者に関するもので、令和６年１月以降発行の表面に個人番号等が記載されていないもの

　　　　エ　健康診断票（様式７）又は指定様式の診断書（様式８）

医療機関が発行したもので、令和６年１月以降に受診したもの

（本校中学部を令和６年３月卒業見込みの者を除く。）

　　　　オ　事情説明書（必要な場合のみ　様式９）

保護者が県外に居住する者（県外からの志願者を除く）、中学校において第３学年の欠席日数が30日以上の者、その他の事情のある者

② 障害種ごとに必要な書類（本校中学部を令和６年３月卒業見込みの者を除く。）

|  |
| --- |
| 【知的障害者】  山梨県総合教育センター相談支援センターが令和５年４月以降に発行した施行令第22条の３に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。）  【肢体不自由者】  令和６年１月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票及び身体障害者手帳を取得している場合は、その写し  【病弱者】  　令和６年１月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による。） |

(2) 「Ⅱ　出願資格」の３に該当する者は、①の書類のうち、調査書にかえて、学習成績

証明書又はその提出不能を証明する書類を提出する。

(3) 必要書類の請求

　　　 入学願書等出願に必要な書類は、やまびこ支援学校に直接請求する。

　(4) 入学審査料

　　　 無料

**４　調査書作成上の注意事項**

　「令和６年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。

**５　出願上の留意事項**

(1) 出願書類の志願者氏名

　　「令和６年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項　Ⅲ 第１ ５ (1)出願

書類の志願者氏名」に準ずる。

(2) 志願者は、令和５年12月28日（木）までに、やまびこ支援学校の教育相談を予め受

けるものとする。（本校中学部を令和６年３月卒業見込みの者を除く。）

**Ⅳ　入学検査**

**１ 受検者**

志願者全員

**２　検査期日**

令和６年３月５日（火）　検査開始　午前９時５分（集合　午前８時50分）

　　　　　　　　　　　　※肢体不自由者又は病弱者の検査開始　午前９時20分

**３　検査会場**

　山梨県立やまびこ支援学校

**４　検査内容**

(1) 学力検査（国語、数学、又は個別課題）

(2) 面接

(3) 生活動作検査

※受検者の障害及び健康状態に応じ、検査内容を変更又は一部免除することがある。

**５ 検査の実施**

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は本校校長とし、係員は本校の教職員をも

って充てる。

**Ⅴ　選抜の方法**

　　本校校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類

と各検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

**Ⅵ　入学許可予定者の発表**

**１　日時**

令和６年３月14日（木）午前11時

**２　発表の方法**

やまびこ支援学校ホームページにおいて受検番号を発表するとともに、入学許可予定者

に通知する。

**Ⅶ　再募集**

**１　出願資格**

　 　 「Ⅱ　出願資格」に該当する肢体不自由及び病弱の単一障害者で、県内公・私立高等学

校を受検し、出願時にいずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

**２　出願方法**

　 (1) 出願の制限

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

(2) 出願期間

令和６年３月15日（金）の午前９時から午後４時まで及び３月18日（月）の午前９

時から正午まで

(3) 出願手続

　　　 再募集志願者は、「Ⅲ ３ 出願手続」の項に準じた書類に加え、在籍中学校長等の証

明を受けた誓約書（様式５）を、やまびこ支援学校長に提出する。

　 (4) 調査書作成上の注意事項

「令和６年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項　Ⅲ　第２　５ 調査

書作成上の注意事項」による。

**３　検査期日**

令和６年３月19日（火）検査開始　午前10時　（集合　午前９時40分）

**４　検査会場**

山梨県立やまびこ支援学校

**５　検査内容**

作文及び面接

**６　選抜の方法**

本校校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書

類と再募集にあたって実施する検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

**７　入学許可予定者の発表**

令和６年３月21日（木）午前11時、やまびこ支援学校ホームページにおいて受検番号

を発表するとともに、入学許可予定者に通知する。

**８　出願上の留意事項**

志願者は、令和５年12月28日（木）までに、やまびこ支援学校の教育相談を予め受け

るものとする。（やまびこ支援学校中学部を令和６年３月卒業見込みの者を除く。）

**Ⅸ　特別な配慮が必要な生徒の受検**

**１　申し出等**

中学校長等は、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場

合、あるいは検査等に際して周囲の受検生への影響が懸念される生徒がいる場合には、やまびこ支援学校長にできる限り早期に申し出または相談することとする。

**２　手続**

　　　１により申し出等を受けた本校校長が必要と判断した場合、中学校長等は、特別な配慮

を必要とする受検者について、「特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書」（様式１）

を提出すること。この場合、本校校長は、必要に応じて山梨県教育庁特別支援教育・児童

生徒支援課長と協議するものとする。

**Ⅹ　検査結果の開示**

**１　入学者選抜検査の結果の開示方法**

**※開示は簡易な手続きによる保有個人情報の提供とする。**

(1) 提供の内容

入学検査及び追検査については、学力検査の科目別得点及び得点合計、面接及び生活

動作検査の評価の段階とする。なお、再募集については、作文及び面接の評価の段階と

する。

　(2)　提供場所

山梨県立やまびこ支援学校

　 (3)　提供の方法

　　　 ①　「簡易提供成績一覧表」の閲覧による。

　　　 ②　個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定に基づく簡易提供の申出は、

本人に限るものとする。

　　　 ③　申出は、本人が申出年月日及び申出者の氏名を記載した書面の提出により行うも

のとする。本人であることの確認は受検票を提示して行う。

　　(4) 提供期間

　 　 令和６年３月14日（木）から令和６年４月12日（金）まで（土日及び祝日を除く。）

とし、受付時間は午前９時（発表当日は発表後）から午後４時までとする。

なお、再募集の結果については令和６年３月21日（木）から令和６年４月19日（金）

までとする。

**２　調査書等の開示**

個人情報の保護に関する法律第77条の規定に基づき、書面により「県民情報センター

（山梨県庁別館２階）」、「各地域県民センター（富士・東部）」に開示請求を行う。

**Ⅺ　その他**

１　本校校長は、選抜の結果を直ちに教育長に報告する。

２　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。